

様 式

会議の名称	平成29年度第2回本庄市介護保険運営協議会
開催日時	平成29年8月23日(水) 午後 1時30分から 午後 2時40分まで
開催場所	本庄市役所 2階職員厚生室
出席者	委員：堀口伊代子、清水静子、小暮孝彦、茂木太美司、茂木秀夫 清水由紀夫、高橋公男、飯塚能成、太田行信、新井次郎、 岡芹正美、須藤成光、日向一正、松下睦 事務局：春山保健部長 (介護保険課) 浅見課長、早野補佐、田畑係長、矢島主事 (地域福祉課) 岡田課長、武藤係長、赤坂主事 株式会社 名豊
欠席者	委員：太田久栄
議題 (次 第)	議題1 「本庄市第8次高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計 画」の策定について 議題2 地域密着型サービスについて 議題3 本庄市短期集中サポートサービスについて
配付資料	・次第 ・資料1 本庄市第8次高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画 ・追加資料 本庄市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画検討委員会における意見等 ・資料2-1 地域密着型サービス事業所の整備について ・資料2-2 地域密着型サービス事業所指定・更新状況 ・資料2-3 地域密着型サービス利用状況一覧 ・資料3 本庄市短期集中サポートサービスについて
その他特記事項	
主管課	介護保険課

会 議 録

会 議 の 経 過	
発言者	発言内容・決定事項等
司 会	ただいまより、平成29年度第2回本庄市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、堀口伊代子会長からごあいさつをお願いいたします。
会 長	(会長あいさつ)
司 会	ありがとうございます。議題に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。 (資料確認) 以上になります。不足等はないでしょうか。
司 会	本日、 1名 の委員が欠席でございますのでご報告いたします。 本庄市介護保険運営協議会委員の定数につきましては、本庄市介護保険条例第14条第1項により15名となっております。本日の出席委員は 14名 でございます。過半数に達しておりますので、条例第16条第2項の規定に基づき、本日の会議は成立しておりますので、ご報告申し上げます。 また、本日も計画策定の委託業者であります、(株)名豊の方にも出席頂いておりますのでご了承をお願いいたします
司 会	それでは、議題に入ります。議長は、介護保険条例第16条第1項の規定に従い、会長をお願い致します。
議 長	議題の進行につきましては、皆様のご協力をお願い致します。まず、議事録署名人の指名を行います。名簿順で、本日は清水由紀夫委員と飯塚能成委員に議事録署名人をお願いします。
議 長	それでは議題に入ります。 まず議題1「本庄市第8次高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	前回開催しました協議会(H29.5.23)では、「計画書の骨子案と関係団体へのアンケートの内容等」についてご協議いただきました。協議の結果を受けまして、6月から7月にかけて、関係団体へのアンケート及びヒアリングを実施しました。また、現行計画に掲載されている各取組事業について、所管課宛に、今後の方向性等の確認と次期計画に反映させるため事業照会をさせて頂き、現段階での計画書の素案が出来ました。 その計画書の素案を、8/9に、計画策定の庁内のWGに、先週8/17に庁内検討委員会で審議しました。本日は、介護保険運営協議会におきまして、計画書の素案をご説明させて頂き、委員の皆さまからご意見やお気づきの点等を頂ければと思っております。

様式

事務局	それでは、資料1の計画書(案)につきまして、内容の説明を、(株)名豊より説明させていただきます。
株式会社 名豊	(説明) 【資料1】 第8次高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画 【追加資料】 本庄市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会における意見等
事務局	ただいま、計画書素案の内容につきましてご説明させていただきましたが、この計画書案と同一のもので、先週の庁内検討委員会で協議しました。その中で、提案や意見等を頂きましたので、その内容を紹介させていただきます。この内容につきましては、今後、協議して、計画書に反映し、次回の協議会でご提案できればと思っておりますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。 本日は、委員の皆さまからご意見等を頂きたいようお願い申し上げます。事務局からは以上となります。
議長	ただいまの議案につきまして、ご意見ご質問ありましたらお願いします。
委員	P45の歯周疾患検診について、75歳以上の高齢者は対象外となっています。口腔機能が著しく低下することで、虫歯や歯周疾患、義歯の不適合等が多く見られます。高齢者向けの検診も必要ではないでしょうか。 また、この取り組みに関して、要介護高齢者には目を向けられていないように感じます。歯医者に来るのが難しい人に対して、訪問して検診という方法もあるので提案させていただきたいと思います。 自立支援、介護予防として、はにぼんお口の健康体操という事業を行っています。高齢者全員を対象とした介護予防として取り入れたらどうかと提案しましたが、介護保険の制度上の問題で市としては取り組みが難しいという回答がありました。介護保険から切り離して考えて、一般的なプログラムとして導入することも検討していただければと思います。
議長	ただいまの質問について、事務局より回答をお願いします。
事務局	一般介護予防事業として、介護保険課、歯科医師会、NPO法人と協力し、筋力アップ教室の場で、「はにぼんお口の健康体操」という口腔機能向上のための体操を普及させています。この取り組みは現在、元気高齢者を対象としたものとなっていますので、要介護の方も対象に展開できないか、歯科医師会と協議しているところですが、結果として、介護給付と整合性を取ることが難しく、公費の二重支給となる懸念もあるため、現段階で一般介護事業として執り行うことはできないという結論に至っております。
委員	今の段階で計画には掲載できないということですか。
事務局	はい。
委員	歯周疾患検診についても回答をお願いします。
事務局	ご意見として伺い検討させていただきますが、担当課である健康推進課で決定していないことを今回の計画に掲載することはできません。

様式

委員	他市町村は80歳くらいまでとなっているそうです。要介護高齢者への検診も必要なのではないのでしょうか。誤嚥性肺炎で亡くなる人が本庄市では多いと聞いています。予防も含めて、口腔機能向上のためケアする必要があるのではないかと思います。
議長	今回の計画には掲載しないということでしょうか。
事務局	検討はしますが、今回の計画には掲載できません。
委員	検討とは、どちらでされるのでしょうか。
事務局	健康推進課です。
議長	ほかにございますでしょうか。
委員	P58にある介護者への支援ということで地域福祉課の取り組みがありますが、要介護高齢者手当て支給について、実態はどうなっているのか。市として積極的に支援をしていく必要があるのではと思うのですが。
事務局	該当者は約140名います。この取り組みについて、近隣市町村の中には廃止の方向としているところもありますが、本庄市としては継続予定としています。
委員	今後の取り組みと矛盾するのではないのでしょうか。
事務局	ここでは現状として掲載しています。
事務局	補足させていただきます。介護度は、更新によって改善することもあります。したがって、手当てありきで認定を受けようとする人がいるのも現状です。
議長	ほかにございますでしょうか。
委員	今回の計画は今までの計画とはアプローチの仕方が違うなと思いました。地域共生社会ということであるならば、例えば成年後見や生活困窮者など、いわゆる困っている人、だまされてしまう人の救済について詳しく説明があると良いなと思いました。
委員	計画の内容の充実をということでしょうか。
委員	言葉の説明を入れたほうが良いということです。
事務局	P51の認知症関連施策の展開のところにもう少し詳しい説明があったほうが良いということですか。
委員	そうです。その他に、例えばP70の低所得者対策の推進については、介護保険制度だけでなく、一般的な高齢者に対する取り組みも掲載していると親切かと思います。
事務局	P51認知症関連施策については言葉の説明を、P70については低所得者や困窮者への施策についての詳細を掲載をしたいと思います。
議長	ほかにございますでしょうか。
委員	P72(3)人材の育成とあるが、実際にはどのような研修をしているのでしょうか。
事務局	介護保険課では介護予防サポーター、筋トレ、認知症サポーター養成講座等を行っています。住民が主体となって介護予防ができるような人材育成を行っています。

様式

委員	一般の人にはなかなかわからない。元気な高齢者で時間がある人もたくさんいる。お手伝いとしてやってもらえることもあるのではないと思う。市全体ではなく、例えば自治会単位で協力体制ができれば良いのではないか。自発的な組織に対しての手助けをしてもらえるといい。
事務局	このページは今後の方向性を記載しているもの。新たな提案については今後の事業展開のなかで考えさせてほしい。
議長	ほかになにかございますでしょうか。
委員	今後の取り組みの中で数値目標があるものとないものがある。違いはなにか。
事務局	数値化できるものとできないものがあるため、できないものについては目標を掲載しておりません。
委員	数値化できるものとできないものの違いがわからないのですが。
事務局	例えば要介護4・5の方へに対する介護手当てについて目標を設定するという事は、要介護4・5を増やすという話になってしまうので、介護保険の制度と照らし合わせると、おかしくなってしまいます。目標設定ができるものできないものというのはどうしても出てきてしまう。確かにご指摘のように目標があるものとないものの明確な差というのがわかりづらいとは思いますが。もう一度表現の仕方を含め、精査したいと思います。
委員	今回の計画期間は3年ということで、具体的な目標設定をされていて、よりわかりやすい計画になっていると思う。そのなかで3年という期間の中で、既存の計画内容全て網羅することが果たして必要なのか。重点的に取り組むものを記載すれば、よりわかりやすくなるのではないのでしょうか。
事務局	既存のものと重点的に取り組むことをそれぞれ記載し、重点的に取り組むものについては目標設定をしてはということでしょうか。
委員	そうです。ご検討ください。
議長	他に質疑はありませんか。それでは、計画書素案における意見等を考慮いただき、次期計画の策定を進めていただくようお願いいたします。よろしいでしょうか。
議長	次に議題2、「地域密着型サービス」について、事務局より報告をお願いいたします。
事務局	(説明) 【資料2-1】地域密着型サービスの整備について 【資料2-2】地域密着型サービス事業所指定・更新状況 【資料2-3】地域密着型サービス利用状況一覧
議長	ただいまの報告について、ご意見・ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。
議長	特にないようですので、次に議題3「本庄市短期集中サポートサービス」について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(説明)

様 式

		【資料3】本庄市短期集中サポートサービス
議	長	ただいまの議題について、ご意見・ご質問がありましたらご発言をお願いいたします。
議	長	質疑はありませんか。ないようですので、以上で本日の議題については終了させていただきます。それでは、進行を事務局にお返しします。議題進行へのご協力と熱心なご発言に感謝申し上げます。
司	会	ありがとうございました。続きましてその他についてですが、今回事務局からお伝えすることは特にございません。委員さんから何かありますでしょうか。
司	会	特にないようですので、これで本日の日程はすべて終了となります。最後に閉会の言葉を高橋副会長よりお願いしたいと思います。
副	会	長 (副会長あいさつ)
司	会	本日はお忙しいなか、ありがとうございました。